

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第12回（定例会）

署名人 喜久里美也子

委員長 添石幸伸

開催日時 平成26年9月30日（火）

開会 午後3時00分

閉会 午後3時41分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

（2については非公開）

- 1 議案第28号 那覇市社会教育委員の委嘱について 【生涯学習課】
- 2 報告1 教育長が臨時代理したことについて 【学校教育課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、伊禮道子主査

（生涯学習課）石原実課長、照屋満主幹、田場壮子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

（学校教育課）渡辺英二課長、大城義智副参事

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長	ただいまから平成26年度第12回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は喜久里委員にお願いいたします。それでは、早速進行して参ります。議案第28号「那覇市社会教育委員の委嘱について」の説明をお願いいたします。
伊良皆部長	提案理由説明
石原課長	資料説明
添石委員長	それでは本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。私からよろしいでしょうか。もう一度、構成数をお願いします。
石原課長	学校教育関係者が1人、社会教育関係者が9人、家庭教育の向上に資する活動を行う者が2人、学識経験者が1人となっております。
添石委員長	この構成数というのは、例年このバランスで取るようにとか、慣習的なものがあるのでしょうか。
照屋主幹	特に、慣習という事ではないのですが、前任の方の同じような経歴の方ということで推薦がされてきていますので、ここ数年はこういうバランスになっているかと思います。少し社会教育関係者が多いというかたちになります。
添石委員長	はい、伊良皆部長。
伊良皆部長	この構成ですが、条例の中にも委嘱の基準がございますとおり、学校教育関係者、社会教育関係者、それから家庭教育の向上に資する活動を行う者、その他教育委員会が適当と認める者ということで基準がありますが、社会教育関係に関しては幅広く、青年団体であるとか、資料2ページにもございますけれども、図書館協議会の委員、市P連の会長、自治会でありますとか、こういった幅広い部分から意見を吸い上げていくというかたちで、この社会教育関係者が割合として多くなっているのかと思います。
添石委員長	わかりました。他いかがでしょうか。はい、饒波委員。
饒波委員	今回再任された高良さんですが、この方は何年くらいされていますか。
石原課長	3期目です。
饒波委員	何期までとありますか。
石原課長	3期まではできると。ただし、10年以内、那覇市教育委員会附属機関の設置及び運営に関する規程の中で、同一附属機関につき、3期まではできると、いう事があります。さらに、那覇市附属機関の設置及び運営に関する指針の中で、再任を妨げないけれども、一つの審議会に通算して10年を超えないものとする規定があります。
饒波委員	すると、今回で高良さんは任期満了で6年経過ということですか。
石原課長	そうです。
饒波委員	一度お会いして、お話したことがあるのですが、夜間保育の草分けという方で、

この方の後を誰かやる人がいるのかなと、心配になって。この辺の人材、やはりいた方がいいと思いましたので。

添石委員長 よろしいでしょうか、他いかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 この委嘱される3人の事ではないのですが、委員の定数は15人以内とするという事ではありますが、現在13名。例えば、年齢構成を見てバランスですが、若い方たちの参加みたいなものは、今後検討するという傾向はあるのでしょうか。

石原課長 会議の中に若い世代、どんどん入ってきていただきたい、というふうに我々は考えてはおります。ただし、先ほど照屋からも説明がありましており、いろいろな団体から推薦をいただいて、やっているという状況はあるんですね。だから、そのところ、バランスを考えながら、こちらのほうから積極的に若い方という事を含めて、もちろんその方の力がなければ、もちろんだめなものですから、そういったことも含めて、是非若い方ということは要望していきたいと考えています。

喜久里委員 その考えを聞いて安心しました。よろしくお願いします。

添石委員長 他よろしいでしょうか。それでは進行して参りたいと思います。それでは議案第28号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 議案第28号は原案どおり決定いたしました。それでは次の報告1「教育長が臨時代理したことについて」については、人事にかかる案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項」により、非公開について採決します。報告1については、非公開としてよろしいですか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは、報告1については非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

添石委員長 ここで非公開を解かせていただきます。以上をもちまして、平成26年度第12回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

議案第28号	那覇市社会教育委員の委嘱について	原案どおり可決
報告1	教育長が臨時代理したことについて	承認